平成２５年（フ）第９号
埼玉県川越市大字山田941番地12、前住所千葉県野田市堤根34番地５
債務者　株式会社ＹＪシステム
代表者代表取締役　竹中　英昭
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井眞一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時
さいたま地方裁判所川越支部
平成２４年（フ）第４９３号
北海道紋別郡雄武町字雄武1742番地
債務者　大北冷蔵株式会社
代表者代表取締役　田原　　誠
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後２時40分
旭川地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第２４号
埼玉県深谷市西島町２丁目15番地６
債務者　有限会社鮨一
代表者代表取締役　村山　一布
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井野　和幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月７日午後１時30分
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２５年（フ）第５０号
名古屋市天白区植田１丁目1413番地
債務者　株式会社セルヴォパンセ
代表者代表取締役　西田　真吾
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　服部　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第５０号
北九州市小倉北区黒原２丁目７番８号
債務者　有限会社恋善
代表者代表取締役　柴田　将之
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青木　　洋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前11時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第８号
長野市東鶴賀町73番地
債務者　長新建設株式会社
代表者代表取締役　泉　　政人
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一由　貴史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時
長野地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第３０号
京都市中京区室町通御池上ル御池之町324番地１御池幸登ビル602
債務者　有限会社ライフテック
代表者代表取締役　中村　　剛
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　治一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月14日午後４時
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第３５号
京都市右京区西院坤町８―２、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区西院坤町107番地
債務者　三恵建設株式会社
代表者代表取締役　青山　泰三
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福市　航介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後１時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２４年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市北園町42番27号
債務者　株式会社ケンズ・カンパニー
代表者代表取締役　松谷　健史
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中澤　和美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２４年（フ）第１８５７号
埼玉県川口市大字里958番地の１コンフォール西鳩ヶ谷１―101号
債務者　株式会社新成建設
代表者代表取締役　久保田功知
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月28日午後１時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第３５０号
東京都港区赤坂１丁目３番３号
債務者　イニシア・スター証券株式会社
代表者代表取締役　太田　喜博
１　決定年月日時　平成25年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本山　正人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２４年（フ）第１９９号
滋賀県彦根市京町３丁目１番26号、住民票上の住所滋賀県大津市におの浜１丁目１番57―707号
債務者　岡田　百子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　荒川　葉子
４　破産債権の届出期間　平成25年３月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年３月22日まで
大津地方裁判所彦根支部
平成２５年（フ）第１号
愛媛県西条市神拝甲355番地１　マルイカトレア1003号、前住所愛媛県西条市明屋敷362番地１
債務者　阿蘇　美子（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時40分
６　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２５年（フ）第１２号
愛媛県新居浜市光明寺１丁目甲589番地の１
債務者　塩尻　　明
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮内　哲彦
４　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午後２時20分
６　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２５年（フ）第７号
神奈川県平塚市片岡1183番地の18、住民票上の住所神奈川県伊勢原市東大竹１丁目13番地の１　エスポワール平田402号
債務者　大石　貴彦
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石渡　絵理
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第２６号
神奈川県厚木市関口115―１―208、住民票上の住所神奈川県厚木市栄町２丁目６番23号
債務者　松野　　勝
１　決定年月日時　平成25年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
４　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月20日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部